

## 第 100 回 企業活性化研究分科会・議事録

< 第百回 2017 年 9 月 30 日 (土) 時間 : 13 : 30 ~ 17 : 00 於 : 専修大学 (神田校舎) >

参加者 : 井端、木村、鈴木、但野、夏目、宮川、山本 (真) (7 名)

### 1. テーマ : 不利益情報の開示タイミングに関する事例分析

- ・ 報告者 : 宮川宏
- ・ 配付資料 : 6 枚
- ・ 報告内容の要旨

本報告では、不利益情報の開示が、財政状態および経営成績に与える影響を検討している。不利益情報は、企業が開示しなければ情報利用者が知りえない情報が多く存在する。金融審議会では、すべての投資家に公平に情報を伝達することを企業に義務付けている。企業に与える影響が小さい不利益情報の開示に関して議論が生じ、そうした事象には、第三者委員会を設置するなどのどの程度まで対応策をとるの必要があるか議論した。企業は、情報作成者と情報利用者との間に情報の非対称性を生じさせないために、不利益情報の開示をマネジメントする必要があると指摘した。

今後は、事前に発生しうる事象とすでに発生したネガティブな事象に分類し、それぞれに対して、どのようにマネジメントまたは対応を行うか明らかにする。これらのマネジメントや対応の影響を分析することと、開示前と開示後の株価を検証すると報告した。

なお、本内容を踏まえたうえで、危機管理システム研究会第 17 回年次大会で報告を行う。

### 2. テーマ : 企業不祥事における損害賠償リスク

- ・ 報告者 : 夏目拓哉
- ・ 配付資料 : 8 枚
- ・ 報告内容の要旨

本報告は、不正会計において投資者の立場から損害額を算定したものである。損害額を算定するために、弁護士や会計士が訴訟手続き等に用いるフォレンジック会計を用いる。日本ではフォレンジック会計の研究が未発展であることから、米国の証券取引所法規則で用いられる算定方式に着目し、その算定をした。投資者の視点から消極的損害賠償の算定を目的としているため、現実損害賠償方式を採用している。株式会社東芝 (以下、東芝とする) の事例を用いて分析した結果、推定した株価と実際の株価との差額である 298.67 円を、投資者が被った損害額と推定した。

推定した損害額に関して、不正会計による影響以外の要素も含まれている可能性があるのではないかとの議論が生じた。また、裁判の原告が訴えを起こした株主のみになる場合、原告の株主とその他の株主との間で扱いが不公平になることや裁判費用の負担先に議論が生じた。分科会としては、フォレンジック会計の対象範囲、その対象を踏まえたうえで株価算定に関する検討する必要性を確認した。

なお、本内容を踏まえたうえで、危機管理システム研究会第 17 回年次大会で報告を行う。

### 3. 今後の予定について

- ・ 2017 年 10 月 7 日 (783 教室) 投資 CF およびフリー CF の研究 — 井端先生
- 裁量的会計行動について (まとめ) — 山本 (真) 先生

(文責 : 但野稜馬)